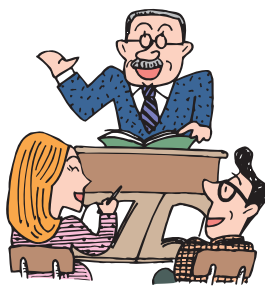


**シルバー人材センターからのお知らせ**  
 「訪問介護員2級養成研修」の受講生を募集  
 ● 期間 7月8日(木)～10月6日(水)  
 ※土・日を除く全23回  
 ● 時間 9時～17時  
 ● 場所 市シルバー人材センター  
 ● 対象者 60歳代前半の人  
 ● 定員 20人(応募多数の場合は抽選)  
 ● 受講料 無料  
 ● 応募期限 6月25日(金)  
 「パソコン実務講習会(応用編)」の受講生を募集  
 ● 期間 7月26日(月)～8月6日(金)  
 ※土・日を除く全10回  
 ● 時間 10時～17時  
 ● 場所 鹿屋ビジネス専門学校  
 ● 対象者 60歳代前半の人  
 ● 定員 20人(応募多数の場合は抽選)  
 ● 受講料 無料  
 ● 応募期限 7月13日(火)  
 ※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。

**「経営革新セミナー」の受講生を募集**  
 経営革新計画の考え方、現在の経営資源を見つめ直し、新事業を考える視点など、経営革新のポイントを伝える「経営革新セミナー」の受講生を募集します。  
 ● 日時 6月25日(金) 18時30分～20時30分  
 ● 場所 鹿屋商工会議所会議室  
 ● 対象者 市内の中小企業者、独立・開業を目指す人など  
 ● 定員 40人(定員になり次第締め切り)  
 ● 受講料 無料  
 ● 講師 水野隆行氏(株)エイチ・イーエル代表取締役  
 ※応募方法など詳しくは、お問い合わせください。



**【問い合わせ・応募先】**  
 鹿屋商工会議所  
 ☎0994-42-3135

**「ヘナ・アート」の体験者を募集**  
 ヘナ・アートとは、毒素排出、浄化作用があるヘナという植物を利用したボディペイントです。ヘナを利用したボディペイントは、1～2週間自然と消えます。ぜひ、ヘナ・アートを体験してみませんか。  
 ● 開催日 年末年始を除く 火曜日～日曜日  
 ● 時間 9時～17時  
 ● 場所 市民会館  
 ● 料金 1ポイント当たり 大人 500円 高校生以下 300円 (保護者承諾が必要です)  
**【問い合わせ・応募先】**  
 市民会館  
 ☎0994-45-2872

**【問い合わせ】**  
 市福祉政策課 (1階⑨番窓口)  
 ☎0994-43-2111 内線3132

**【問い合わせ】**  
 募金箱の設置場所 市役所1階、社会福祉協議会

金融機関	支店名	口座番号	名義
鹿児島銀行	県庁支店	(普) 1274171	社会福祉法人 鹿屋商工会議所 会長 溝口宏二
南日本銀行	県庁支店	(普) 1128402	
鹿児島信用金庫	郡元支店	(普) 5611934	
鹿児島県信用農業協同組合連合会	本所	(別段) 0012173	

ぜひご協力ください。  
 ● 期限 7月30日(金)  
 ● 口座振替による募金

## 住居表示に関する届出について

住居表示が実施されている区域内に建物を新築した場合は、届出が必要です。この区域内においては、届出がないと住居番号が設定されず住民登録ができない場合がありますので、必ず届出を行ってください。

なお、住居番号の決定は現地調査等を必要としますので、届出から数日を要します。

また、住居番号の決定を受けた建物については、出入口や門などに「住居表示板」の設置をお願いしており、街区の角(電柱等)には、住居表示が実施されている地区ごとに町名・街区番号を表示した「街区表示板」が取り付けられています。この「住居表示板」や「街区表示板」が破損・紛失又は見えにくくなった場合はご連絡ください。

### ●対象となる地域

本町、朝日町、向江町、西大手町、大手町、古前城町、曾田町、共栄町、北田町、打馬1丁目、打馬2丁目、西原1丁目、西原2丁目、西原3丁目、西原4丁目、上谷町、新栄町、新生町、白崎町、寿1丁目、寿2丁目、寿3丁目、寿4丁目、寿5丁目、寿6丁目、寿7丁目、寿8丁目、札元1丁目

※アンダーラインは、一部未実施区域を含む。

### ●届出の種類・時期

届出の種類によって、提出に必要な書類等が異なります。



届出書類	届出時期	届出に必要なもの	届出人
設定届	住居表示実施区域内に住居表示を必要とする建物等を新築したとき(建物完成前でも届出可)	・印鑑(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図)	建物等の所有者・管理者又は居住者
変更届	すでに住居番号が設定されているが、改築等により変更が必要になったとき	・建物等の出入口がわかる図面 ・敷地に対する建物の配置図	
廃止届	住居表示を設定している建物等を取り壊したとき	・印鑑(認印可) ・建物等の付近の見取図(案内図)	

**【問い合わせ・届出先】** 市都市政策課(4階) ☎0994-31-1130

## 口蹄疫により経営に影響を受けている中小企業者への金融支援

口蹄疫の影響により売り上げの減少等が生じている場合、国の「景気対応緊急保証制度」や、これに対応する県中小企業融資制度「経済対策特別資金」が利用できます。

### ●利用要件

最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者

融資限度額	信用保証協会制度 「景気対応緊急保証制度」	県中小企業融資制度 「経済対策特別資金」	
	運転・設備資金 2億8,000万円 ※一般保証限度額と同額を別枠で保証	運転資金 2,000万円	設備資金 3,000万円
融資期間 (うち据置期間)	10年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)	10年以内 (3年以内)
保証料率	年0.80%	年0.58%	
融資利率	金融機関所定の利率	1年以内	1.9%
		1年超3年以内	2.0%
		3年超5年以内	2.1%
		5年超7年以内	2.3%
		7年超10年以内	2.7%
申込先	取扱金融機関	取扱金融機関、商工団体	
問い合わせ	鹿児島県保証協会 ☎099-223-0271	県経営金融課金融係 ☎099-286-2946	

※上記の制度を利用するためには、事業所の所在地を管轄する市町村長から特定中小企業者としての認定を受ける必要があります。

### ●既往債務の返済条件の緩和

口蹄疫の影響による売り上げ減少等により、一時的に既往債務の返済が困難となっている場合は、個々の中小企業者の実情に応じ、返済条件の緩和が受けられる場合があります。

融資(保証)を受けた金融機関、保証機関にご相談ください。

**【問い合わせ】** 市商工振興課(2階) ☎0994-43-2111 内線3294